

2024年度 「テールゲートリフター操作業務特別教育(学科)」開催のご案内

荷を積み降ろす作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が特別教育の対象に追加されました。令和6年2月1日以降は、労働安全衛生法第59条第3項の規定により特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターによる荷役作業を行うことはできません。

当協会では下記のとおり開催いたしますので、積極的に受講していただきますようご案内いたします。

記

1. 講習日時及び会場

2024年6月26日(水)

【時間】8時20分～13時00分

※オリエンテーションを行うため講習開始10分前までに着席してください。

【会場】一般社団法人 磐田労働基準協会 磐田市見付2970-5

2. 講習の内容

- (1) テールゲートリフターに関する知識 (1.5時間)
- (2) テールゲートリフターによる作業に関する知識 (2時間)
- (3) 関係法令 (0.5時間)

3. 受講料

当協会 会員事業場 8,250円

非会員事業場 10,450円

(1名につき、テキスト代・消費税10%を含む)

4. 受講申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、受講料を添えて当協会にお申し込みください。

引き換えに受講票をお渡しします。定員に達し次第受付終了となります。

【申込み先】一般社団法人 磐田労働基準協会 〒438-0086 磐田市見付2970-5 TEL: 0538-32-2638 FAX: 0538-37-3977
--

【申込み後の変更】

- ・受講者の変更 開催日の7日前までに電話連絡
- ・受講の取消し 開催日の7日前までに電話連絡があった場合に限り受講料を返金いたします。
- ・返金受取りの際は、受講票と当協会宛の領収書(社印を押印)を、平日16:00までに当協会の窓口へ持参してください。

※この講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応(理解、読み書き等)できる方が対象です。

5. 修了証の交付

講習修了者には特別教育修了証(学科課程)を当日交付します。

2022年4月1日から修了証の氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称を併記できることとなりました。希望される方はホームページの申込み方法をご覧ください。

6. 携行品

受講票、筆記用具、テキスト(当日配布)

7. 実技教育

テールゲートリフターの操作の方法について、実技は2時間以上行うことになっています。但し、令和6年2月1日時点でテールゲートリフターの操作の業務に6か月以上従事した経験を有する者は1時間以上に短縮できます。実技教育は各事業場で実施してください。各事業場で実施できない場合は親企業・取引先等に依頼して実施してください。(指導員は既に特別教育を修了している者等、十分な知識を有していると認められるもの)実施した教育記録は、3年間保存しておくことが必要ですのでご承知おきください。